

北海道告示第11814号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和8年4月27日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和7年12月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

石川町複合商業施設

函館市石川町320番地3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

一位物産株式会社 代表取締役 村上 幸義

函館市美原1丁目3番1号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 5,733平方メートル

(変更後) 5,355平方メートル

(4) 変更する年月日

令和7年12月23日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
日本トイザらス株式会社	代表取締役 李 孝	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社ロゴスホーム	代表取締役 谷口 文弥	帯広市東3条南13丁目2番地1
株式会社オカモト	代表取締役 岡本 謙一	河東郡音更町木野西通8丁目3-9
未定		

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 218台
- (イ) 駐輪場の収容台数 24台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 120平方メートル
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 16立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
日本トイザらス株式会社	午前10時	午後 9 時
株式会社大創産業	午前 9 時30分	午後 9 時
株式会社ロゴスホーム	午前 9 時30分	午後 9 時
株式会社オカモト	午前 9 時30分	午後10時
未定		

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時から午後10時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

入口 2 箇所、出口 2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

令和 7 年12月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 7 年12月25日（木）から令和 8 年4 月27日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで、翌年の1月 2 日及び同月 3 日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

(4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。